平成２２年（フ）第８１５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目11番１―305号
破産者　松本商店こと松本展彰こと　尹　　光雄
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７４号
静岡県浜松市中区常盤町１―10　ユニゾン常盤803、住民票上の住所静岡県浜松市中区常盤町133番地の６　クレフ常盤1201
破産者　小谷　雄介
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４１号
兵庫県姫路市砥堀991番地４ロワイヤル砥堀603
破産者　佐賀　和雄
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０６０号
広島市安佐北区口田南９丁目26番29号
破産者　久保千賀子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９６号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保4047番地１、住民票上の住所佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保4047番地４
破産者　山口　　豊
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
熊本県合志市須屋545番地１カーサセレーノ102号、申立時の住所熊本市小糸山町720番地２
破産者　白淵　秀樹
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１７９号
熊本県菊池郡大津町大字大津1553番地１　上鶴ハイツ１階６号室、申立時の住所熊本県菊池郡大津町大字引水587番地11
破産者　村上　利行
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３５号
熊本県菊池郡大津町大字大津939番地１
破産者　上升　成明
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７５４号
札幌市中央区南12条西22丁目１番35号　クレール旭ヶ丘207号
破産者　野村　　恵（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
北海道斜里郡清里町札弦町36番地３　札南団地213号
破産者　山下　一枝（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
青森県八戸市石堂１丁目16番16号　メゾネットＹＫ―Ａ101
破産者　記田　郁夫
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第２０号
宮城県仙台市太白区青山２丁目19番５号
破産者　秋田真喜子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第２３号
宮城県仙台市宮城野区萩野町４丁目１番36号　宮城野コーポ301
破産者　加藤　隆則（旧姓秋田）
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３７０号
埼玉県入間市大字南峯253番地２、開始決定時の住所埼玉県大里郡寄居町大字用土2642番地９
破産者　天野　康典
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３８０号
埼玉県本庄市若泉１丁目６番18―107号
破産者　菅原真千子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４９９号
相模原市緑区西橋本４丁目７番２号　ハイツ晴風302
破産者　畑井　義男
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５３９号
相模原市南区上鶴間本町６丁目17番13号　コーポしずか202
破産者　内間　　勇
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６０号
新潟県新潟市中央区鳥屋野１丁目８番15号
破産者　吉村　　毅
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部